北上地区消防組合情報公開規則をここに公布する。

平成26年10月30日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 管理者署名

北上地区消防組合規則第6号

北上地区消防組合情報公開規則

(別紙のとおり)

平成26年10月30日 規 則 第 6 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、北上地区消防組合情報公開条例(平成26年北上地区消防組合条例第5号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (開示請求書)
- 第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、情報開示請求書(様式第1号) によるものとする。この場合において、開示請求者は、条例第16条第2項の規定 に基づき、開示の方法を情報開示請求書に記載するものとする。

(開示決定の通知)

- 第3条 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の 区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 情報開示決定通知書 (様式第2号)
 - (2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 情報部分開示決定通知書(様式第3号)
 - (3) 行政文書の全部を開示しない旨の決定 情報不開示決定通知書(様式第4号) (開示決定等の期限の延長の通知)
- 第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、情報開示決定等期限延長通知書 (様式第5号) によるものとする。

(開示決定の期限の特例の通知)

第5条 条例第13条の規定による通知は、情報開示決定期限特例適用通知書(様式第6号)によるものとする。

(事案の移送の通知)

第6条 条例第14条第1項の規定による通知は、情報開示請求事案移送通知書(様式 第7号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の通知)

- 第7条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、情報開示請求に係る意見照会書(様式第8号)によるものとする。
- 3 条例第15条第3項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第9号)によるものとする。

(開示方法)

- 第8条 条例第16条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) ビデオテープ、録音テープその他これに類する媒体に収録された記録 再生の ための機器による視聴又は複製物の交付
 - (2) 前号に掲げる記録以外のもの 印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第1号に規定する開示方法は、その媒体に収録されている電磁的記録の全部 を開示する場合に限り行うものとする。
- 3 請求者は、開示の決定を受けた後、開示の方法を変更しようとするときは、実施機関に対し口頭による申出又は情報開示方法変更申出書(様式第10号)の提出をしなければならない。ただし、情報開示の請求の際に写し又は複製物の交付を希望したものについては、開示の方法の変更を認めないものとする。

(閲覧等の中止等)

第9条 実施機関は、閲覧又は視聴の方法により行政文書の開示を受ける者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(費用の負担等)

- 第10条 条例第19条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。
 - (1) 複写機により単色刷りで複写したもの(日本工業規格A3以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。) 片面1枚につき10円
 - (2) 複写機により多色刷りで複写したもの
 - ア 日本工業規格 B 4 以下の大きさのもの 片面 1 枚につき50円
 - イ 日本工業規格A3の大きさのもの 片面1枚につき100円
 - (3) 前2号に掲げる以外のもの 当該写しの作成に要する費用に相当する額
- 2 条例第19条第3項に規則で定める額は、次のとおりとする。
- (1) 複製物 当該複製物の作成に要する費用に相当する額
- (2) 印刷物として紙に出力したもの 前項各号の写しに準じた額
- (3) 前号に掲げる以外の写し 当該写しの作成に要する費用に相当する額
- 3 条例第19条第2項及び第3項の規定による実費は、行政文書の開示の実施の際に 徴収する。この場合において、写し又は複製物の交付を送付により情報の開示を するときは、実費(送付による費用を含む。)の収納が確認された後に行うもの とする。

(不服申立ての請求の方法)

第11条 条例第20条の規定による不服申立ての請求は、情報開示異議申立書(様式第 11号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第12条 条例第28条の規定により実施状況を公表するときは、告示により行うものと

- し、その内容は、次のとおりとする。
- (1) 行政文書の開示の請求状況
- (2) 行政文書の開示の決定、部分開示決定及び不開示決定の状況
- (3) 不服申立ての状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項 (補則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(表)

年 月 日

(EII)

実施機関 様

請求者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

情報開示請求書

北上地区消防組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

| 開示請求する情 報の件名又は内 容 | | | | | | |
|-------------------------|------|-----|-----|-------|-----|---------|
| 開示請求する情 報の利用目的 | | | | | | |
| 希望する開示の 方法 | □閲覧 | □視聴 | □写し | (複製物) | の交付 | (□送付希望) |
| 連絡先 | 電話番号 | (|) | _ | | |

備考 請求者氏名を自署したときは、押印を省略することができます。

(裏) 処 理 状 況 欄

| 担当部課等 | | | | | | | | |
|-----------------|---------|-----------|------------------|-----|------|------|---|----|
| ± # 0 14 W | □有 | (移送年月 | 日) | | | 年 | 月 | 月 |
| 事案の移送 | □無 | (移送後の | 所管訓 | 果) | | | | |
| \\ \ | □有 | (延長後の | 期限) | | | 年 | 月 | 月 |
| 決定期限の延長 | □無 | (理由) | | | | | | |
| /// → +// k± +0 | □有 | (相手方及 | び概要 | 要) | | | | |
| 第 三 者 情 報 | □無 | | | | | | | |
| 第三者への意見書提 | □有 | (通知年月 | 日) | | | 年 | 月 | 日 |
| 出機会の付与 | □無 | (意見書受 | 付年月 | 月日) | | 年 | 月 | 日 |
| 提出意見書の内容 | | | | | | | | |
| | □請习 | 対下 | □開≉ | 示拒否 | (存否応 | 答拒否) | | |
| 決 定 内 容 | □開 | 示 | ☐ — ∑ | 部開示 | | 不開示 | | |
| 決 定 の 理 由 | 北上: 号に訪 | 地区消防組 | . 合情: | 報公開 | 条例第 | 条第 | | 項第 |
| 決 定 年 月 日 | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 通知年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 第三者への開示通知 | | 左 | П | П | | | | |
| 年 月 日 | | 午 | 月 | 日 | | | | |
| 開示年月日 | | 年 | 月 | B | | | | |
| 開示可能時期 | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 摘要 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

様

実施機関名 印

情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

| 行政文書名又は 情報内容 | | | | | |
|-----------------|-----|------|-------|---------|-------|
| 開示の日時 | | 年 | 月 日(|)午前・午後 | 卋 |
| 開示の場所 | | | | | |
| 開示の方法 | □閲覧 | □視聴 | □写し(襘 | 复製物)の交付 | (□送付) |
| | | | F | | |
| 交付に係る費用 | (内訳 | 作成費用 | 円 | 送付費用 | 円) |
| 担 当 課 等 | | | | | |
| (連絡先) | 電話看 | 番号 | P | 勺線 | |

- 備考 1 当日は、この通知書を持参して、上記の開示場所までお越しください。
 - 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
 - 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を 希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入 が確認でき次第、送付します。

実施機関名 印

情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

| 行政文書名又は 情報内容 | | | |
|---------------------------|----------|---------------|--------|
| 開示の日時 | 年 | 月 日()午前・午後 | 時 |
| 開示の場所 | | | |
| 開示の方法 | □閲覧 □視聴 | □写し(複製物)の交付 | (□送付) |
| 開示をしないこ ととした部分又 は内容 | | | |
| 開示をしないこ とにした理由 | 北上地区消防組合 | 情報公開条例第 条第 項に | 該当するため |
| 交付に係る費用 | (内訳 作成費用 | 円 円 送付費用 | 円) |
| 担 当 課 等 (連絡先) | 電話番号 | 内線 | |

- 備考 1 当日は、この通知書を持参して、上記の開示場所までお越しください。
 - 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
 - 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。
 - 4 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることができます。
 - 5 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、となります。)提訴しなければなりません。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様

実施機関名 印

情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、北上地区消防組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

| 行政文書名又は 情報内容 | |
|-------------------|------------------------------|
| 開示をしないこと にした理由 | 北上地区消防組合情報公開条例第 条 第 項に該当するため |
| 摘 要 | |
| 担 当 課 等 (連絡先) | 電話番号 内線 |

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日 から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることが できます。
 - 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、となります。)提訴しなければなりません。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

実施機関名 印

情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおり開示を 決める期限を延長したので、北上地区消防組合情報公開条例第12条第1項の規定によ り通知します。

| 行政文書名又は 情報内容 | | | | | | |
|-----------------|------|---|---|---|----|--|
| 延長前の期限 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 延長後の期限 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 期限の延長理由 | | | | | | |
| 担 当 課 等 | | | | | | |
| (連絡先) | 電話番号 | | | 内 |]線 | |

実施機関名 印

情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、次のとおりとするので、 北上地区消防組合情報公開条例第13条の規定により通知します。

| 行政文書名又は情報 内容 | | | | | | |
|-------------------------------|------|---|---|----|--|--|
| 情報の一部について 開示を決める期限 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 残りの情報について 延長して開示を決め る期限 | | 年 | 月 | Ħ | | |
| 開示を決める期限の 特例を適用する理由 | | | | | | |
| 担当課等(連絡先) | 電話番号 | | | 内絼 | | |

様

実施機関名 即

情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の開示については、北上地区消防組合情報 公開条例第14条第1項に基づき、次のとおり移送したので通知します。

| 行政文書名又は情報 内容 | | | | | | |
|-----------------|------|---|---|---|----|--|
| 移送先の実施機関 | | | | | | |
| 移送した日 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 移送した理由 | | | | | | |
| 担 当 課 等 | | | | | | |
| (連絡先) | 電話番号 | | | | 内線 | |

備考 この開示請求に係る開示決定等については、移送先の実施機関が行います。

様

実施機関名 即

情報開示請求に係る意見照会書

北上地区消防組合情報公開条例第6条第1項の規定により 年 月 日付けで開示請求のありました行政文書に に関する情報が記録されています。つきましては、同条例第15条第1項及び第2項の規定により、次のとおり通知しますので、御意見がありましたら、別添の意見書により回答してください。

| 行政文書名又は情報 | | | |
|-----------|------|----|--|
| 内容 | | | |
| 開示請求に係る行政 | | | |
| 文書に記録されてい | | | |
| るあなたに関する情 | | | |
| 報の内容 | | | |
| 北上地区消防組合情 | | | |
| 報公開条例の適用区 | | | |
| 分及び当該規定を適 | | | |
| 用する理由 | | | |
| 意見書の提出先 | | | |
| 意見書の提出期限 | | | |
| 担当課等 | | | |
| (連絡先) | 電話番号 | 内線 | |

(その2)

年 月 日

実施機関

様

住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

(EJ)

情報開示請求に係る意見書

年 月 日付けで照会のあった情報開示請求に係る意見については、次のとおり回答します。

| 行政文書名又は情報 内容 | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 開示に対する意見 | □ 開示することについて支障がない。□ 開示することについて支障がある。(□ 全部 □ 一部) | |
| 開示することについて支障がある場合の 該当する情報及び理 由 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | |

備考 1 該当する□にレ印を記入してください。

2 理由の記載に当たっては、開示により受ける不利益、生ずる支障など具体的に記述してください。なお、部分的に開示してほしくない場合には、 必ずその部分を明示するようにしてください。

実施機関名 印

第三者情報開示決定通知書

に関する情報については、開示することに決定したので、北上地区 消防組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

| 行政文書名 内容 | 又は | 情報 | | | | |
|---------------|-----|------|---|----|----------|----|
| 開示請求に | 係る | 行政 | | | | |
| 文書に記録 | され | てい | | | | |
| る当該情報の |)内容 | \$ | | | | |
| 情報開示の | 日 | 時 | 年 | 月 | 日()午前・午 | 後時 |
| 実施 | 場 | 所 | | | | |
| 担 当 課 等 (連絡先) | | 電話番号 | | 内線 | | |
| 摘 | | 要 | | | | |

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日 から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることが できます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日まで に異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。
 - 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は、となります。)提訴しなければなりません。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

実施機関 様

住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

(EJ)

情報開示方法変更申出書

北上地区消防組合情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示方法の変更を申し出ます。

| 開示請求する | | |
|-----------|------------|---|
| | 文書又は 図面 | □ 写しの交付(□送付による交付) |
| 変更後の開示の方法 | 電磁的記録 | □ 複製物の交付(□送付による交付)□ 印刷物として出力したものの閲覧□ 印刷物として出力したものの交付(□ 窓口での交付 □ 送付による交付) |
| 摘 | 要 | |

備考 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。

2 希望する開示方法を変更したいときは、事務作業上、開示の時期が遅くなることがあります。

(EJ)

実施機関 様

申立者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名

情報開示異議申立書

年 月 日付けで通知のあった情報開示の決定については、次のとおり異議 申立てをします。

| 異議申立ての原因と なった処分 | | | | | |
|--------------------|---|---|---|--|--|
| 決定を知った日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 異議申立ての趣旨 | | | | | |
| 異議申立ての理由 | | | | | |
| 実施機関の教示の有 無 | | | | | |